

兵庫県公報

令和2年11月30日 月曜日 第9号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 肥料の取締りに関する手続を定める規則の一部を改正する規則（農産園芸課）	1

公布された法令のあらまし

- 肥料の取締りに関する手続を定める規則の一部を改正する規則（規則第54号）
肥料取締法等の一部改正により、同法の名称が肥料の品質の確保等に関する法律に改められること等に伴い、所要の整備を行う。

規 則

肥料の取締りに関する手続を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月30日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第54号

肥料の取締りに関する手続を定める規則の一部を改正する規則

肥料の取締りに関する手続を定める規則（昭和39年兵庫県規則第21号）の一部を次のように改正する。
題名中「取締り」を「品質の確保等」に改める。

第1条中「肥料取締法（）」を「肥料の品質の確保等に関する法律（）」に、「肥料取締法施行令」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行令」に、「肥料取締法施行規則」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則」に、「以下「省令」を「第3条において「省令」に改める。

第2条中「第16条」を「第16条第1項及び第2項」に改める。

第4条（見出しを含む。）中「検査成績」を「検査の結果の概要」に改める。

第5条を次のように改める。

（肥料生産数量等の報告）

第5条 法第4条第1項第7号に掲げる普通肥料（法第2条第2項に規定する普通肥料をいう。以下同じ。）の生産業者、法第4条第1項第6号に掲げる普通肥料を業として生産する同条第3項に規定する農業協同組合等及び法第5条に規定する指定混合肥料の生産業者は、毎年2月末日までに、当該普通肥料の銘柄ごとに、その前年中に生産した当該普通肥料の数量及び払い出した当該普通肥料の数量を普通肥料生産数量等報告書（様式第1号）により知事に報告しなければならない。

2 法第2条第2項に規定する特殊肥料（以下「特殊肥料」という。）の生産業者及び輸入業者は、毎年2月末日までに、当該特殊肥料の銘柄ごとに、その前年中に生産した当該特殊肥料の数量又は輸入した当該特殊肥料の数量を特殊肥料生産（輸入）数量報告書（様式第2号）により知事に報告しなければならない。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号（第5条関係）

普通肥料生産数量等報告書

年 月 日

兵庫県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

下記のとおり普通肥料を生産し、及び払い出したので、肥料の品質の確保等に関する手続を定める規則第5条第1項の規定により報告します。

記

報告期間 年1月から12月まで

生産した工場名称

肥料の種類	肥料名称	登録番号 届出番号	生産数量 (トン)		払出数量 (トン)				工業用・飼料用			
			1～6月	7～12月	農家 1～6月	向 7～12月	原料用 1～6月	外販 7～12月		自家用 1～6月	輸 7～12月	

様式第2号（第5条関係）

特殊肥料生産（輸入）数量報告書

年 月 日

兵庫県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

下記のとおり特殊肥料を生産（輸入）したので、肥料の品質の確保等に関する手続を定める規則第5条第2項の規定により報告します。

記

報告期間 年1月から12月まで

肥料の種類	肥料の名称	届出受理番号	生産（輸入）数量（トン）	原材料

注 原材料の欄には、使用した原材料を全て記入すること。

様式第3号を削る。

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。